

建築士と設計・工事監理

建築士法では、建築物の安全性などの質の確保を図るために、原則として建築士が設計・工事監理を行わなければならないこととなっています。建築士には一級建築士、二級建築士及び木造建築士の3種類の資格があり、建築物の規模、用途、構造に応じて、それぞれ設計・工事監理を行うことができる建築物が定められています。

建築基準法においても、建築士法に違反して設計された建築物についての確認申請書の受理や工事の施工を禁止しています。

一級建築士 でなければ設計・工事監理を行うことができない建築物	一級・ 二級建築士 でなければ設計・工事監理を行うことができない建築物	一級・二級・ 木造建築士 でなければ設計・工事監理を行うことができない建築物	構造設計一級建築士、設備設計一級建築士 による設計への関与が義務付けられる建築物
(例) ●高さが13 mまたは軒高9mを超えるもの ●鉄筋コンクリート造、鉄骨造等で延べ面積が300㎡を超えるもの	(例) ●鉄筋コンクリート造、鉄骨造等で延べ面積が30㎡を超え300㎡以内のもの	(例) ●2階建までの木造建築物で延べ面積が100㎡を超え300㎡以内のもの	(例) (構造設計一級建築士) ●木造で高さが13 mまたは軒高9mを超えるもの、鉄骨造で4階建て以上のもの、鉄骨鉄筋コンクリート造で高さ20mを超えるもの等 (設備設計一級建築士) ●階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超えるもの

①設計

建築士法では、「設計」とは設計図書を作成することとされています。

設計図書とは建築工事实施のために必要な図面と仕様書のことです。

この設計図書が適切に作成されていなければ、その設計図書に基づいて行われる工事監理業務に支障が生じることとなります。安全で安心な建築物を建てるためには、建築士に設計を依頼し、適切な設計図書を作成してもらうことが必要といえます。

②工事監理

「工事監理」とは工事を設計図書と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているかどうかを確認することです。

この工事監理は、建築物の安全性等を確保するためには確実に実施されなければなりません。

そこで、建築基準法では、工事監理者を定めなければならないと定められています。

中間検査や完了検査申請の際には申請書の中に工事監理の状況の報告を記載しなければならないこととなっています。したがって、建築士に工事監理を依頼し、その内容を報告してもらう必要があります。

設計・工事監理の依頼に当たっては建築設計関連団体が標準契約約款を正義しているので、それを活用することができます。また、その報酬については国土交通大臣の定めた報酬の基準があります。

工事監理の標準的な業務内容

工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する業務	施工図等が設計図書の内容に適合しているかの検討、建築主へ報告する業務	工事が設計図書のとおりにあることの確認をする業務	工事監理報告書等の建築主への提出
-------------------------------	------------------------------------	--------------------------	------------------